

## 厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表 平成27年9月2日 【照 会 先】

山梨労働局雇用均等室

室 長 荒 井 直 子室長補佐 田名網 洋 子

電 話 055-225-2859

# くるみん認定件数増加中です -- 株式会社エノモトの2回目を認定 -

この度、厚生労働省山梨労働局(局長 能坂 正徳)は、次世代育成支援対策推進法に基づき、 株式会社エノモトを認定し、認定通知書を交付しました。同事業主が認定を受けるのは2回目※ です。これにより県内企業の認定件数は18件(14社)になりました(別添資料1)。

※1回目 平成24年6月、2回目 平成27年8月

### 株式会社エノモトの取組内容

- 1 行動計画の期間 平成24年4月1日~平成27年1月31日(2年10か月間)
- 2 行動計画の内容

目標1 男性の育児休業の取得促進

目標2 子の看護休暇の取得促進

目標3 介護休暇の取得促進

目標4 年次有給休暇の取得促進

- 3 認定基準の主な達成状況
  - ☆ 男性の育児休業取得を社内報により積極的に周知した結果、男性職員3名が育児休業を取得した。女性社員は100%育児休業を取得した。
  - ☆ 子の看護休暇取得促進のため、制度上失効した有給休暇を充てることができることとして いるにもかかわらず、取得が低調であったため、社内報にて周知した結果、計画期間中に男 女合わせて延べ25名の取得実績となった。



新認定マーク 愛称「くるみん」 ☆の数が認定回数を示します。

#### 1 認定制度について

厚生労働省では、平成19年度から、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、「一般事業主行動計画」を策定・実行し、①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいることなどの基準(別添資料2)を満たした企業に対して、次世代育成支援対策推進法の認定マーク「くるみん」を付与しています。

認定を受けた企業は、「くるみん」マークを商品や広告、求人広告などにつけて子育てサポート企業であることをアピールできます。税制優遇措置も利用できます(別添資料3)。

県内の認定企業では、ホームページでの紹介、名刺等に活用されており、企業イメージの向上、従業員のモラールアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながることが期待され、学生の企業選びの基準としても活用されています。

全国の認定企業数は、平成27年6月末現在で2,206社となりました。山梨労働局においても、より多くの企業が認定を目指して取り組んでいただけるよう、広く周知を行い、個別相談にも積極的に対応しておりますので、ご相談ください。

### 2 次世代育成支援対策推進法改正について

- (1) 平成27年4月に次世代育成支援対策推進法が改正施行されました。改正のポイントは以下のとおりです(別添資料4)。
  - ① 法律の有効期限を**平成37年3月31日まで10年間延長** 引き続き、同法に基づき行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。
  - ② 新たな認定制度の創設

くるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合に「プラチナくるみん」を付与する新たな認定制度が創設されました。

(2) 平成27年4月1日から、**新くるみんマーク、プラチナくるみんマーク**誕生! 平成27年4月1日以降に認定申請され、認定した場合には「新くるみん」を付与。



#### ★山梨労働局のホームページ

URL http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

#### ★厚生労働省のホームページ

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\_kosodate/kurumin/index.html